

第2期
大樹町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～6年度)

概要版

令和2年3月

大 樹 町

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1) 計画策定の背景 (P3) ※計画本編のページ数

- ・平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタート。

☆子ども・子育て支援新制度の3つの目的 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 保育の量の拡大・確保、教育・保育の質的改善 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・総合的な少子化対策及び地域社会全体による子育て支援施策の方向性や目標を網羅
 - ・子育て支援施策の方向性や取組内容、必要量の見込みやその確保方策の策定
- #### 2) 計画の位置付け (P4)
- ・子ども・子育て支援法第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法第8条に定める「市町村行動計画」
- #### 3) 計画期間 (P4)
- ・令和2年度から令和6年度までの5か年
 - ・国や道の施策の動向、社会情勢の変化状況に応じて見直し
- #### 4) 計画策定体制 (P5)
- ・子ども・子育て支援会議（子どもの保護者、子育て支援に従事する事業者、学識経験者などで構成）
 - ・子ども・子育て支援事業計画検討委員会（役場庁内の子育て支援関係部署で構成）

第2章 大樹町の現状と将来推計 (P6-P14)

- 1) 人口・出生数・世帯数などの統計数値
- 2) 子育て支援サービスの現状

第3章 計画の基本的な考え方

1) 基本理念 (P15)

「大樹が広げる 大きな夢の 子育て支援」

- ・子どもたちが、大樹町に広がる素晴らしい環境の中で、大きな夢を持ち、健やかに成長していくための支援
- ・保護者が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることで、できるための支援

2) 基本的な視点 (P16)

- ・子どもからの視点
→いきいきと健康に暮らす基盤づくり
- ・保護者からの視点
→子どもを持つ「喜び」と育てることに「夢」を持てる環境づくり
- ・地域全体で支援する視点
→安心して子育てできる地域の体制づくり
- ・次世代に向けた長期的な視点
→豊かな人間性を形成する基盤づくり

3) 施策の目標 (P17)

- ・基本理念実現のための基本目標設定

4) 教育・保育提供区域の設定 (P19)

- ・地域の実情に応じて、教育・保育提供区域を設定
- ・教育・保育提供区域ごとに、量の見込みと確保方を記載
- ・大樹町は町内全域を1区域として設定

5) 計画に定める「量の見込み」と「確保方策」(P20-21)

- ・計画時期における「幼児期の学校教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み(利用人数)」を設定
- ・設定した量の見込みに対応するための「確保方策」を設定

《幼児期の学校教育・保育》

認定区分	対 象	対象事業	事業概要
1号認定	子どもが満3歳以上 保育の必要なし	認定こども園 幼稚園	認定こども園及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施
2号認定	子どもが満3歳以上 保育の必要あり	認定こども園 保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合は保育標準時間(1日11時間)までの保育を実施。 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は保育短時間(1日8時間)までの保育を実施。
3号認定	子どもが満3歳未満 保育の必要あり	認定こども園 保育所 地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合は保育標準時間(1日11時間)までの保育を実施。 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合は保育短時間(1日8時間)までの保育を実施。 地域型保育事業で、上記と同様の対応。

《地域子ども・子育て支援事業》

区 分		事業概要	対象児童年齢等
1	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように身近な場所で支援を行う事業	0歳～6年生
2	一時預かり事業	保育所その他の場所での一時預かり	0歳～就学前
3	時間外保育事業 (延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業	0歳～就学前
4	放課後児童健全育成事業	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生の保育を行う事業	1年生～6年生
5	子育て短期支援事業	親の病気などにおいて、児童養護施設等で一時的に預かる事業	0歳～18歳
6	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	子育て支援センター事業	0歳～就学前
7	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0歳～6年生
8	ファミリーサポート事業	依頼会員と提供会員で構成する子どもの送迎・預かりを行う事業	0歳～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業	0歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業	必要とする家庭
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	民間事業者の参入の促進に関する巡回支援を行う事業	事業者

第2部 基本行動計画 (主な変更箇所を抜粋)

第1章 たいきの子育て支援

1 保育サービスの充実 (P25)	
大樹町では、子育て支援として、保育料を国基準の6割軽減を実施しています。また、令和元年10月から3歳児以上の給食費(副食費)を無償化し、子育て世帯の負担軽減を図っています。	
認定こども園等の環境整備	市街地に設置している南北保育園(認定こども園)の老朽化に伴い統合した認定こども園の整備を進めます。(令和4年度開所)入園を希望する全ての子どもが入所できる体制を目指します。

2 子育て支援サービスの充実 (P29-30)	
一時預かり事業	令和元年10月から一時預かり保育料を1時間200円に軽減しています。
子育て短期支援事業 (平成31年度～実施)	保護者の疾病や育児疲れ、冠婚葬祭などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設で子どもを一時預かる(ショートステイ事業)を継続していきます。

4 児童の健全育成 (P32)	
令和元年度より小学生の全学年で、昼間保護者のいない児童は放課後や長期休暇時に学童保育所を利用しています。	
放課後児童健全育成事業 (学童保育所・児童館)	新たに学童保育所・児童館の整備を進め、学童保育所に入所していない児童の居場所の確保も進めます。

第3章 子育てと仕事の両立支援

1 子育てと仕事の両立の推進 (P39)	
保育施設の利用	認定こども園や学童保育所、子育て支援センターの一時預かりの利用時間や開所期間について、幅広いニーズがあります。体制整備をはかりながら、利用時間や開所期間の延長など見直しを検討していきます。

第4章 子どもの教育環境の整備

2 家庭や地域等の教育力の向上 (P43-44)	
電子メディア（ゲーム・スマホ・テレビ等）の利用について	スマホ・ゲームなどの電子メディアの子どもに与える影響として、体力や学力の低下が明らかになってきており、子どもの発達に関する影響も懸念されています。大樹町小中高連携教育推進委員会では、ケータイ・スマホ利用安全宣言をし、家庭での利用ルールを定めて、親の管理下での適切な利用を促しています。また、今後も電子メディアに関連した情報の提供や講演会の開催を行っていきます。
学校と地域の連携・協働	学校と地域、家庭が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクール関連事業を通して、学校と地域、家庭が連携・協働しながら社会全体の様々な機能を活用した教育活動の充実を図っていきます。

第5章 子どもの安全の確保

2 犯罪等防止活動の推進 (P47)	
防犯警備体制	通学路に新たに防犯カメラを設置し、防犯抑止力の強化に努めています。今後も必要に応じて整備を進めていきます。